

第4号協議案

令和3年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和4年2月1日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、令和3年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例について協議する必要があるため、この案を提出する。

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

一 制定の目的

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整について、交付金の総額の増加に対応するため、単位費用に特例を設ける。

二 制定の内容

単位費用の一部を改める。

第 号議案

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

右の議案を提出する。

令和四年 月 日

提出者 東京都知事 小池 百合子

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和三年度分に限り、同表一の部二の款1の項中「一四、六九七円」とあるのは「一四、八三六円」と、同部五の款2の項中「一八九、八六四円」とあるのは「二六三、六〇九円」と、同部六の款1の項中「二、三八四円」とあるのは「四、〇三二円」と、同表二の部一の款1の項中「一、〇七二円」とあるのは「三、六八五円」と、同部二の款1の項中「四三八円」とあるのは「一、二九二円」と、同表三の項中「三、八五〇円」とあるのは「二二、三八四円」と、同表四の項中「二、九一〇円」とあるのは「四二、九一九円」と、同部三の款1の項中「二九三円」とあるのは「一、〇〇六円」と、同部四の款1の項中「一七〇円」とあるのは「五七二円」と、同部五の款1の項中「一三二円」とあるのは「四五四円」と、同部六の款1の項中

「七六八円」とあるのは「一、六二一円」と、同款3の項中「一四四円」とあるのは「一五三元」と、同款4の項中「一、四九〇円」とあるのは「一、九七四円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。